市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

春の安全なまちづくり県民運動　5月9日(月)～18日(水)

安心安全課 防犯交通係（内線361）

新入学（園）児などが新しい環境に慣れてホッと一息つく季節を迎えましたが、犯罪は、ちょっとした気の緩みにつけ込まれて発生します。身の回りの防犯対策がしっかりできているかどうかを確認し、万全の体制を日常化できるよう習慣づけましょう。

次の重点項目をかかげ、春の安全なまちづくり県民運動を展開します。

《運動の重点》

○住宅を対象とした侵入盗の防止
○子どもと女性が被害者となる事件・事故の防止
○自転車盗および自動車関連窃盗の防止

春の交通安全運動　5月11日(水)～20日(金)

安心安全課 防犯交通係（内線361）

新緑が目に鮮やかとなり、陽ざしが日増しに強くなってくるこの時期、新入学児が通学・通園に慣れて、行動範囲が広がるとともに、高齢者の朝夕の散歩や外出の機会が増えることから、子どもと高齢者が犠牲となる交通事故の多発が心配されます。また、気候がよくなり、その開放感から飲酒運転も心配されます。

このため、この時期に、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、以下のような重点実施項目をかかげ、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

《重点実施項目》

○子どもと高齢者を交通事故から守ろう
○自転車の安全運転を進めよう
○すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
○飲酒運転を根絶しよう

刈谷市と定住自立圏形成協定を締結しました

知立市は、刈谷市と相互に役割を分担し、生活の安心感や利便性の向上、都市機能充実を図り、豊かに暮らすことができる圏域を形成することを目的に「定住自立圏形成協定」を締結しました。今後、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から、連携する取組みについての協議を進めていきます。

▶ 問合せ　企画政策課　政策係（内線287）

市民活動団体の活動を支援します

協働推進課　協働人権係（内線333）
ボランティア・市民活動センター
（福祉の里八ツ田内　☎(82)3339）

市民活動団体が行っている地域の課題解決に向けた活動に対し、次のとおり、補助金を交付し支援します。当てはまる団体は、ぜひご応募ください。

▼交付の要件

①福祉の里八ツ田内にある、『ボランティア・市民活動センター』に登録している市民活動団体であること（交付申請時に登録も可）
②団体の主体的な計画のもとに実施され、主に市民を対象とした地域課題に取組む市民活動であること
③知立市の他の補助を受けていない事業であること

▼補助金額

種別	新たな活動を行う団体	継続した活動を行う団体
補助金額	4万円を上限（事業対象経費の3分の2以内）	2万円を上限（事業対象経費の3分の2以内）
申請資格	新規登録団体および既登録団体で新たな活動を行うもの	既登録団体であって継続した活動を行うもの

※ただし、国、県、知立市以外の地方公共団体から、他の制度による助成金等の交付を受けている事業は、その団体から受ける助成金等を減じた額が、助成対象経費となります。

▼主な補助対象経費　①謝礼金②旅費③消耗品費④会場使用料・車両等の賃借料⑤切手・保険料など

▼募集期間　5月31日(火)まで

▼申請先　協働推進課またはボランティア・市民活動センター

※なお、申請書類の一部は、社会福祉協議会が実施する地域福祉活動助成金の申請書等のコピーでも可能です。

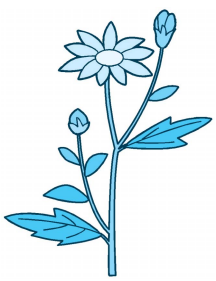

県西三河福祉相談センター 知的障がい者巡回相談

福祉課 福祉企画係（内線142）

障がいの状況や地理的理由により、直接来所できない知的障がい者のために巡回相談を実施します。

▼実施主体　県西三河福祉相談センター　障害者相談課

▼対象者　管内に在住する知的障がい者および知的障がい者と思われる人

▼ところ・日程

□刈谷市心身障害者福祉会館（刈谷市下重原町3―32）

☎(24)6066

・担当医師　菅沼直樹氏

・日程

①5月24日㈫　医学判定あり
②7月26日㈫　医学判定あり
③9月27日㈫　医学判定あり
④11月22日㈫　医学判定あり
⑤平成24年1月24日㈫
⑥平成24年3月27日㈫

□豊田市障がい者福祉会館（豊田市西山町5―2―6）

☎0565(34)2940

・担当医師　加藤鈴幸氏

・日程

①6月22日㈬　医学判定あり
②8月24日㈬　医学判定あり
③10月26日㈬　医学判定あり
④11月30日㈬　医学判定あり
⑤平成24年1月25日㈬　医学判定あり
⑥平成24年2月22日㈬　医学判定あり

▼従事者　精神科医師、西三河福祉相談センター　心理判定員

▼相談時間　一般相談判定（午前10時～午後3時）、医学判定（午後1時～3時）

▼相談内容

・療育手帳に関する相談および判定
・障害基礎年金、特別障害者手当等の受給に関する相談および判定
・その他

▼申込み　予約制。ご希望の会場へ直接お申込みください。

5月5日～11日は児童福祉週間です

子ども課　子育て支援係（内線223）

『おいでおいで　みんなで一緒に遊ぼうよ』

（この標語は、全国5千613点の応募の中から選定された作品です。）

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に定められた「児童福祉週間」期間中は、全国各地で児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事が行われます。

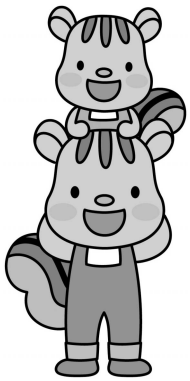

5月3日は憲法記念日

□憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日～7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

裁判所は、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるよう、日頃から幅広い広報活動を行っています。

各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの催しを行っていますので、ご興味のある人は、最寄りの裁判所の総務課にお問合せいただくか、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

【裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内等の各種情報について】

・裁判所ウェブサイト
http://www.courts.go.jp/

【裁判員制度について】

・裁判員制度ウェブサイト
http://www.saibanin.courts.go.jp/

▼問合せ　名古屋家庭裁判所事務局総務課（☎052(223)0994）

□人権が尊重される社会の実現を目指して

差別のない、お互いの人権が守られる明るい社会は、私たちみんなの願いです。日本では、人間らしく生きていくための基本的人権を保障した憲法が施行されて64年になります。

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者など多岐の分野にわたり、その背景や経緯は個々の分野により異なります。また、インターネットによる差別的な表現の流布も大きな問題となっています。

基本的人権が尊重される社会を実現するためには、私たちが、身のまわりの不合理や矛盾に気付き、解決していく努力が必要です。

一人ひとりはみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。

21世紀は人権の世紀と言われています。この機会に人権の大切さについて考え、お互いを認め合う、明るく住みよい社会を築きましょう。

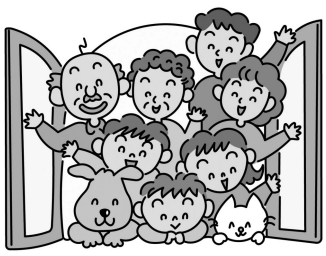

▼問合せ　県県民生活部県民総務課人権推進室（☎052(954)6167）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

母子家庭等就業支援講習会

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会（☎052(915)8862）

母子家庭の母等の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

▼対象者　県内在住の母子家庭の母と寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人

※なお、経理事務（中級）は、日商・全商・全経簿記3級合格者または同程度の簿記知識のある人のみ

▼受講料　無料（ただし、教材費・交通費等は自己負担）

▼講座種目・会場等

講座種目	会場	定員	日程（7月～10月）
パソコン講習（初級）	名古屋 豊橋	各20人	土曜日（全14回）
医療事務	名古屋	40人	土曜日（全14回）
経理事務（中級）	名古屋	20人	土曜日（全14回）
ヘルパー2級	名古屋	30人	土曜日（全8回） ※自宅学習（58時間）、介護実習等（30時間）あり

※定員を超えて応募があった場合は抽選となります。
※募集要領と申込書は、家庭児童相談室または子ども課窓口で配布します。

▼申込み　5月6日(金)～27日(金)までに子ども課（内線223）または家庭児童相談室（内線282）へ。

みんなでつくろうわがまちを!

町内会加入のご案内

▼町内会とは

町内会は、町などの一定区域に住む人々の意志に基づいて結成された任意団体で、市内には31の町内会があります。（町内会の無い地域はありません）

▼町内会の必要性

安心安全で明るく住みよいまちづくりには、となり近所をはじめ地域の皆さんとの地域活動に参加し、ともに助け合い、協力をしていくことが大切です。

特に3月に発生しました東日本大震災のような災害の危険が、東海地区でも高まっているとされています。市職員や消防職員などがすぐに現地に駆けつけることができるとは限りません。**いざという時、頼りになるのは身近なご近所さんです。**

町内会は、皆さんの生活に密接な自主活動を行っていますので、積極的に加入してくださるようご案内します。町内会加入等へのお問合せは、各町の区長さんまでご連絡ください。

▼問合せ　協働推進課　協働人権係（内線333）

町名	氏名	住所	電話	町名	氏名	住所	電話
長篠町	渡辺　憲治	長田3丁目26エスポワール502	82-5768	八ツ田町	高木　徳夫	八ツ田町曲り49	82-5798
山町	竹村　忠克	山町山98-5	81-9779	牛田町	野村　守	牛田町東前1	81-3462
山屋敷町	長岡　暁	山屋敷町見社57-3	82-7159	南陽区	杉浦　利明	新池1-50	82-5000
中山町	若松　昭二	中山町神狭間23-4	81-1053	八橋町	兼子　弘高	八橋町登城51	82-1587
中町	篠村　安章	中町花山63-7	82-9365	来迎寺町	成瀬　時男	来迎寺町広海道41	81-0241
新地町	三宅　守人	新地町吉良道東3	81-0033	昭和1丁目	長瀬　元才	昭和1-11-9	81-2146
本町	中野　純	本町本32	81-0525	昭和2丁目	魚住　之彦	昭和2-9-1	81-2230
宝町	榊原　直次	宝町塩掻21	82-1110	昭和3丁目	深津　久	昭和3-8-17	81-2827
西町	田中　昭	西町草刈43-10	82-0965	昭和3丁目1	恒川　秀敏	昭和3-1-1（34-401）	82-7703
逢妻町	倉地　寛	逢妻町桜25-2	82-5125	昭和4丁目	中村　豊	昭和4-11-7	83-5588
西丘町	田中　政文	西丘町西丘93パビリオン知立303	83-5221	昭和5丁目	稲垣　英俊	昭和5-5-5	82-5373
上重原町	志賀　克秀	上重原町鍛治荒井43-1	090-1279-3316	昭和6丁目	久保田忠邦	昭和6-1（58-103）	83-2605
弘法町	梨本　二郎	弘法町丁凪71-29	82-7455	昭和7丁目	高笠原晴美	昭和7-1（43-406）	83-1805
西中町	鳥居　慶一	西中町永崎8	85-0380	昭和8丁目	石川　博文	昭和8-1（24-304）	81-7321
新林町	坂田　博幸	新林町本林54	82-0172	昭和9丁目	大野　吉伸	昭和9-4（14-403）	83-1279
谷田町	毛受　佑次	谷田町南屋下133-1	82-5590				

（平成23年4月1日現在）

4月からの「子ども手当」について

子ども課 子育て支援係（内線223）

子ども手当の制度が、平成23年4月～9月まで延長されました。

支給月額、支給対象となる子どもの年齢、別居監護の支給要件などは、平成22年度の子ども手当と同様です。

6月の現況届（更新手続き）は提出する必要はありません。期間中に転入・転出・出産など家庭状況に変更がある場合は速やかに手続きしてください。

10月以降の制度内容については、決まり次第お知らせします。

ふとんの洗濯・乾燥サービス

長寿介護課 長寿企画係（内線147）

家庭で寝たきりや独り暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯、乾燥を無料で行います。

▼対象者

①おおむね65歳以上の独り暮らしの人

②おおむね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人

③身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容　掛ふとん・敷ふとん・毛布各1枚の洗濯・乾燥（ただし、羽毛ふとんなど特殊なものは除きます。）

▼実施日

〈回収日〉5月24日㈫・25日㈬

〈配達日〉5月27日㈮

▼申込み　5月17日㈫までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は電話での申込みも可能です。

知立市住生活基本計画を策定しました

建築課 施設管理係（内線459）

市では、平成9年から知立市住宅マスタープランに基づき、計画的な住宅の供給並びに居住環境の整備向上に努めてきましたが、計画策定から14年が経過し、住環境を取り巻く状況は大きく変化しました。また平成18年6月に住生活基本法が制定され、本格的に「質」の向上を図る政策へと転換しています。

そこで、計画の見直しを行い「知立市住生活基本計画」を策定しました。

本計画は住宅施策を体系的に捉えその指針を示したもので、それに基づきよりよい住環境を目指します。

詳しくは市ホームページ、または建築課で閲覧できます。

高齢者の運転免許証自主返納を支援します

運転免許証を自主的に返納する65歳以上の市民の皆さんを対象に次の支援を行っています。

▶支援内容　ミニバス無料乗車券（2年分）贈呈
顔写真付住民基本台帳カード無料交付

▶問 合 せ　安心安全課　防犯交通係（内線361・362）

○免許証返納手続き

安城警察署（交通課交通総務係）へ行き、運転免許の取消申請をする。

本人が運転免許証を持参し申請をする。

・申請による運転免許の取消通知書
・取消された運転免許証

を受け取り市役所へ。

○支援の申請

①市役所3階安心安全課で支援の申請をします。
・ミニバス無料乗車券（2年分）
を受け取ります。

②市役所1階市民課で顔写真付住民基本台帳カードの交付申請をします。

▶持ち物
・申請による運転免許の取消通知書
・取消された運転免許証
・顔写真1枚（縦4.5cm×横3.6cm、無帽無背景で、6か月以内に撮影されたもの）
・印鑑

※安城警察署で免許証返納手続きをされますと、その時点で免許が無効になります。その後は、絶対に車を運転しないでください。
※免許返納をした日から1か月以内に支援の申請を行ってください。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

流域モニタリング一斉調査参加者募集

環境課 環境保全係（内線216）

流域モニタリング一斉調査とは、森から海までの流域全体を視野に入れ、水循環の現状とその変化を把握するため、県民・事業者・民間団体・行政が協力して流域の水環境の状況を県内全域で調査するものです。この調査の参加者（グループ）を募集します。

▼対象　2人以上のグループ。※ただし、子どもだけでの調査は危険なため、保護者と一緒に参加すること。

▼調査時期　6月5日（環境の日）の前後一週間（期間内に調査ができない場合は、時期をずらして調査することも可能です。）

▼調査内容　身近な水辺（河川、湖沼海、水路・ため池など）で「水質」、「水量」、「生態系」、「水辺の親しみやすさ」について調査を行い、報告していただきます。

▼申込み　5月2日㈪～13日㈮までに環境課環境保全係へ。

知立市緑化推進協議会委員募集

都市計画課 公園緑地係（内線413）

市では、緑豊かなまちづくりを目指して、緑化の計画および推進を図るため、知立市緑化推進協議会を設置しています。これからの知立市の緑化を一緒に考えていただける市民委員を募集します。

▼委員会の構成　各団体代表者・学識経験者や公募の市民などで構成

▼公募人数　2人

▼応募資格　市内在住または在勤

▼任期および開催　平成25年3月まで年2回の開催を予定

▼応募締切　5月31日㈫必着

▼応募方法　住所、氏名、年齢、電話番号、応募理由を明記して郵送または持参、Eメール、FAXで都市計画課公園緑地係へ。（様式自由）

〒472－8666　住所不要
知立市役所 都市計画課 公園緑地係
Eメール　tosikeikaku@city.chiryu.lg.jp
FAX㈱83）1141

愛知県だより

愛知県高等学校等奨学金貸付希望者の募集

県教育委員会 高等学校教育課（☎052㈱954）6785）

高等学校等における修学に経済的支援を必要とする生徒に対する無利息の奨学金貸付制度があります。

▼対象（次のすべてを満たす人）
①親権者または未成年後見人が県内に在住し、国公私立の高等学校または専修学校高等課程に在学する生徒であること。
②世帯の収入が、県の定める一定の基準以内であること。

▼貸付額（月額）　国公立1万8千円、私立3万円。自宅外通学者には5千円を加算できます。
※なお、国公私立とも1万1千円を選択することもできます。

▼申請時期・方法　在学する高等学校等が指定する時期（6月上旬頃）に、学校を通じて申請してください。

▼貸付者の決定時期　8月下旬頃（予定）

▼奨学金の返還期間　卒業後、貸与金額に応じて12年～6年以内に返還してください。

○ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/0000006059.html

救命講習会（5月開催分）大切な人の命をつなぐ心肺蘇生法。自信を持ってできるよう救命講習会に参加しましょう。

会　場	刈谷消防署	知立消防署
講習会名	小児・乳児応急手当講習会	普通救命講習会Ⅰ
開催日時	5月14日㈯　午前9時～11時	5月15日㈰　午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	5月5日㈷　午前9時～（☎23－1299）救急係へ	5月5日㈷　午前9時～（☎81－4144）救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤の人でいずれの会場でも受講できます。	
内容	普通救命講習会Ⅰ　心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など 小児・乳児応急手当講習会　小児・乳児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄りの消防署へお問合せください。	

▶問合せ　衣浦東部広域連合消防局消防課（☎63－0135　ホームページ http://www.kinutoh.jp/）

総合治水をご存知ですか？ 5月15日(日)～21日(土)は総合治水週間です

□進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには雨水を一時的に溜めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水流出量を抑える働きをしています。しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトなどに覆われ、短い時間で多くの雨水が河川へ入ってくるようになり、洪水の危険性が増しています。

このため、山林や田畑を保全していくことが、河川や下水道の整備と合わせて、非常に重要になっています。

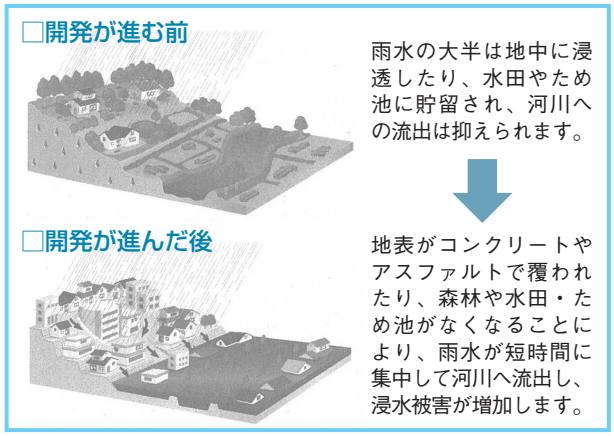

□浸水被害を防ぐための総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を広げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っていますが、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨水を貯めたり、地下に浸透させる施設をつくり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。このように、「河川の改修」と「流域内での対策」さらに洪水や浸水が起きた時の「警戒避難体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。境川流域では、昭和58年から県や近隣市町と共にこの対策を行っています。

□家庭でもできる取り組み

市では洪水や浸水の防止を図ることを目的に、家庭でもできる取り組みを推奨しています。降った雨を屋根の樋から集め雨水貯留タンクに貯めたり、駐車場などの舗装を透水性にすることで川に短時間で雨水が流れないようにするなどの取り組みがあります。

□期待される効果

雨水貯留施設を作ることで期待される効果は次のとおりです。

・雨水を一時的に貯留することによって河川への負担を軽減します。
・雨水を浸透させることにより、雨水流出量が減り、浸水被害を軽減します。
・貯留した雨水を散水や洗車などに利用し、水資源の節約にもなります。

□知立市の補助制度

市内の宅地などに雨水貯留浸透施設（貯留タンク、浸透マス、透水性舗装など）を設置した人に対して10万円を限度に補助金が支払われます。

種　目	補　助　額
雨水貯留施設	(1)貯留量100リットル以上200リットル未満のとき:1基当たり15,000円または補助対象経費の3分の2のいずれか低い額（2基まで補助） (2)貯留量200リットル以上のとき:1基当たり25,000円または補助対象経費の3分の2のいずれか低い額
雨水浸透桝	1基当たり5,000円または補助対象経費の3分の2のいずれか低い額
雨水浸透管	1メートル当たり3,000円または補助対象経費の3分の2のいずれか低い額
雨水浸透U型側溝	1メートル当たり3,500円または補助対象経費の3分の2のいずれか低い額
透水性舗装	1平方メートル当たり1,000円または補助対象経費の3分の2のいずれか低い額

※補助金の額は、一団の土地につき10万円を上限とします。その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

□特定都市河川流域に指定されます

県は、この「総合治水対策」をより確実に推進するため、二級河川境川・逢妻川・猿渡川に流れ込む流域を、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域として指定する予定です。指定の時期は平成23年度下半期を目指しています。田畑など締め固められていない土地で行う一定規模以上の開発は許可が必要となります。詳細は、県建設部河川課（☎052(954)6555）または市土木課へ。

□ビジュアルボードフェア

雨水被害や対策の様子など総合治水対策を皆さんに理解していただくため、写真や図を用いたパネル展示を行います。

▼とき・ところ
8月27日(土)～9月1日(木)
中央公民館ロビー
9月10日(土)～15日(木)
愛知県知立建設事務所ロビー

□洪水ハザードマップのご活用を

このマップは過去の豪雨によって浸水被害が確認された区域や浸水が予想される区域を載せています。また避難場所、避難の時に通行が危険と思われる箇所なども記しています。

日常から大雨などの危険時に備えてどこのルートで避難するか、近所に浸水の予想される箇所があるかなど一度現地を見て確認しておくことも大切です。

○ハザードマップは土木課または市ホームページから閲覧できます。

□総合治水に関する問合せ

土木課　土木係（内線451）

○総合治水ホームページ
http://www.sougo-chisui.jp/